平成２９年度事業計画書

（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）

公益財団法人神野教育財団

１．基本方針

当財団は愛知県東三河地域と関わりが深い大学に在学する学生に対する奨学援助および同地域の教育・文化の向上に資する諸活動に対する助成を通じ、有為な人材を育成することに寄与するために必要な事業を行う。

２．事業について

１．経済的な理由により修学が困難である学生に対する奨学金の給付

（１）大学院生に対する奨学金の給付　（指定校制）

当財団が指定する大学院の修士または博士課程に在籍する学生で、学長より推薦を受けた者のうち、当財団が認めた者に、年額５０万円の奨学金を１年間給付する。

年間２名　　･･･総額１００万円

２．地域の教育・文化の向上に資する活動に対して助成する事業

（１）教育・文化活動への助成（応募型）

当年度内に行われる愛知県東三河地区を基盤として、学校教育活動または社会教育活動、文化活動を行っている個人又は団体に対して、その活動費用の一部を「教育・文化活動助成金」として事前に助成するもの。なお、助成先は選考委員会の審査を経て決定する。

① 個人　　１件２０万円以内

② 団体　　１件３０万円以内　　･･･総額１５０万円

（２）教育・文化活動への助成（非応募型）

愛知県の東三河地域を基盤として、学校教育活動または社会教育活動、文化活動（講演会、研修会、展示会等）を実施する市町村又は他団体の依頼に基づき、その実施費用の一部を助成するもの。なお、助成先および給付額は、内容や規模等により、その都度理事会で決定する。

年間１件　　･･･１０万円以内

３．自主的に海外研修を行う学生に対して助成する事業

（１）大学院生の自主海外研修に対する助成　（指定校制）

当財団が指定する大学院の修士または博士課程に在籍する学生が自ら主体的に企画した海外研修活動について、学長より推薦を受けた者のうち、当財団が認めた者に、３０万円を上限とした助成金を交付する。

年間３名　　･･･総額９０万円

注：2-1-(1)、2-3-(1)の大学院生奨学金および大学院生海外研修助成の募集は当財団が指定する大学からの推薦方式であり、個人から当財団へ直接の応募はできません。